

## 陳述書

平成29年7月25日  
外務省国際協力局政策課首席事務官

### 第1 はじめに

平成27年6月25日から同月30日までの間の岡田事務官とフロスト事務局長のやり取りをより分かりやすくするとの観点から、以下では、日米両国の信頼関係を損なわない範囲で、上記のやり取りについて説明します。なお、岡田事務官とフロスト事務局長とのやり取りは、メールと電話のうち、その都度適切な手段が選択されているため、いずれか一方のみで完結したものではありません。

### 第2 やり取りの内容について

平成27年6月25日、岡田事務官は、フロスト事務局長に対し、メールを送信し、本件開示請求において、第1回日米合同委員会の議事録の開示請求を受けており、その中に、相互の合意なしに日米合同委員会議事録を開示しないとの内容が含まれていることを説明しました。さらに、岡田事務官は、同メールの中で、同事務官としては、米国が第1回日米合同委員会を含め、同委員会の議事録の開示には同意していないと理解している一方、米国は、別件訴訟において日本が本件文書2を証拠提出することに同意していることから本件開示請求についても米国が開示に同意する可能性も考えているところ、別件訴訟での合意は当該訴訟に限定されたものであって日米合同委員会議事録を一般に公開しないという米国の立場に変更はないと考えるべきか、照会しました。

翌26日、フロスト事務局長は、上記の岡田事務官からの照会について、米国はいまだ検討中であるとのメールを送信しました。

その後、電話で、岡田事務官がフロスト事務局長に対し、米国の検討の状況について照会したところ、同事務局長は、引き続き検討中である旨回答しました。

岡田事務官は、米国からの回答に時間要すると見込み、最終的に米国が本件文書2の開示に同意しないと回答することに備え、不開示理由についても、あらかじめフロスト事務局長と協議することにし、同月30日、不開示理由の例をフロスト事務局長に対してメールで送信したところ、同日、それに対する意見が同事務局長からメールで寄せられました。この不開示理由についてのやり取りは、本件不開示決定における本件文書2の不開示決定の理由（甲第2号証3枚目）の記載を検討する際に参考とされています。

同日夜、フロスト事務局長から岡田事務官宛てに、米国の基本的な立場は不開示である旨のメールが送られてきたため、岡田事務官がフロスト事務局長に電話をかけ、本件開示請求に対する米国の意見を確認したところ、フロスト事務局長は、本件開示請求に同意しない旨回答しました。

(以上)